

工事着手日選択契約方式Q&A

令和5年6月

Q1 工事着手日指定契約方式について

A1

工事着手日選択契約方式は、施工時期の平準化を目的として一部工事で試行導入している契約方式です。

通常、発注者が入札公告（指名通知）に示す工期は、「準備日数+実工事日数+後片付け日数」で算定していますが、工事着手日指定契約方式では、これに「余裕日数」を加えて設定しています。

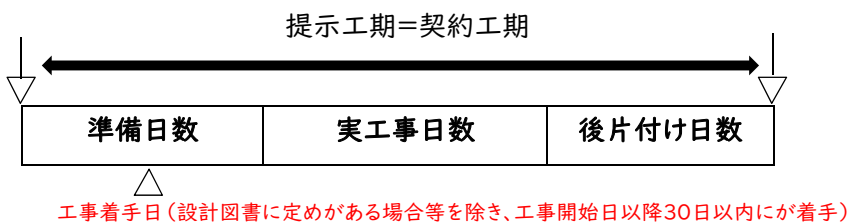
受注者は、発注者が認める範囲内で、工事着手日や技術者等の配置開始日などを自社の都合で選定することができます。

○工事着手日選択契約方式と通常工事の主な違い

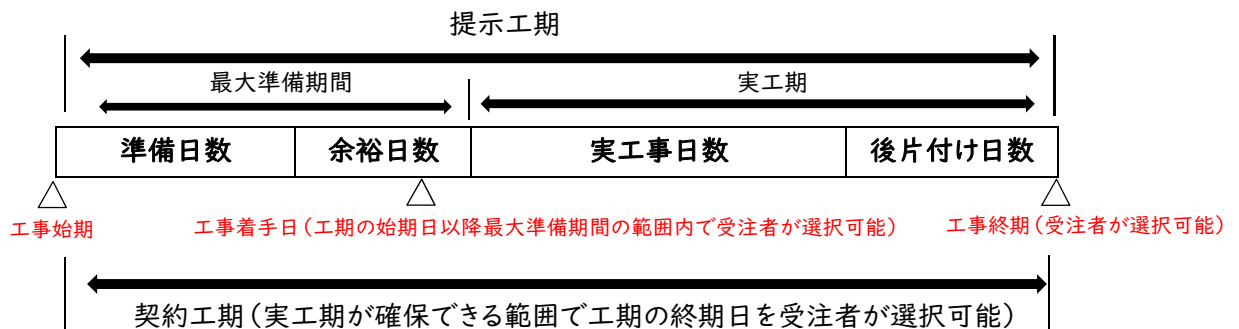
| | 工事着手日選択契約方式 | 通常工事 |
|-----------|-------------------------|-------------------|
| 工期の設定 | 準備日数+実工事日数+後片付け日数+余裕日数 | 準備日数+実工事日数+後片付け日数 |
| 工事着手日 | 最大準備期間の範囲内 | 工事開始日から30日以内 |
| 技術者等の配置期間 | 工事着手日から工期末日まで | 工期と同じ |
| 契約工期 | 工期の終期日を受注者の希望で選定することが可能 | 入札公告（指名通知）に示したとおり |

○イメージ図

■通常工事



■工事着手日指定契約方式



Q2 工事着手日や技術者等の配置開始日を選定する場合について

A2

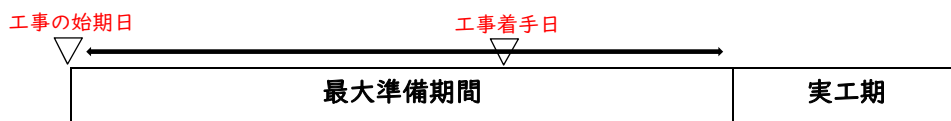
工事着手日選択契約方式では、発注者の提示する工期として当該工事にかかる「最大準備期間」と「実工期」を特記仕様書に明示しています。実工期とは、実工事日数と後片付け日数をあわせた期間のことです。

○工事着手日

契約日の翌日から起算して最大準備期間の範囲で選定できます。

契約後に監督員へ提出する工程表に明示してください。

なお、技術者等の配置開始日を工期の始期日以外とする場合、または発注者が提示した工期を短縮して契約したい場合は、工期等届出書にも明示してください。



例) 最大準備期間:80日

工期の始期日:令和4年7月23日

令和4年7月23日+79日=令和4年10月10日(最大準備期間)

したがって、

令和4年7月23日から令和4年10月10日の範囲内で工事着手日の選定が可能

○技術者(現場代理人及び主任技術者等)の配置開始日

契約日の翌日(工期の始期日)から工事着手日の範囲で選択できます。

落札決定後(総合評価落札方式では落札候補者となった後)すみやかに工期等届出書により発注者へ届出を行ってください。

工期等届出書の提出が無ければ、契約工期の期間で配置するものとして取り扱います。



例) 最大準備期間:80日

工期の始期日:令和4年7月23日

工事着手日 :令和4年8月30日で設定

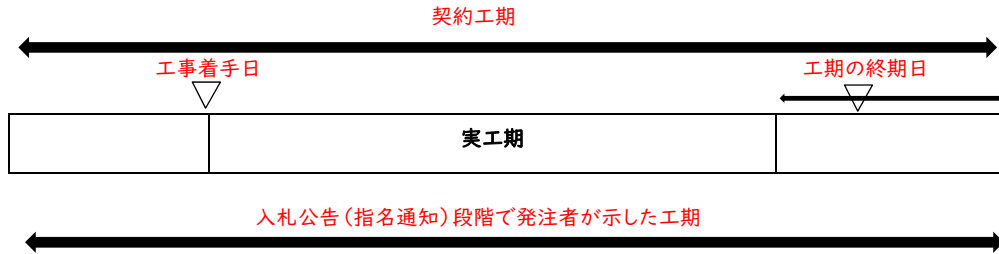
令和4年7月23日から令和4年10月10日の範囲で技術者等の配置開始日の選定が可能

Q3 発注者が提示する工期を短縮について

A3

工事着手日の翌日から起算して実工期が確保できる範囲で工期の終期日を選定できます。
落札決定後（総合評価落札方式では落札候補者となった後）すみやかに工期等届出書により発注者へ届出を行ってください。

工期等届出書の提出が無ければ、発注者が提示した工期で契約を行います。



例) 最大準備期間: 80日

実工期 : 150日

工期の始期日: 令和4年7月23日 (提示工期の終期日: 令和5年3月9日)

工事着手日 : 令和4年8月20日

令和4年8月20日 + 150日 = 令和5年1月17日 (実工期の終期翌日)

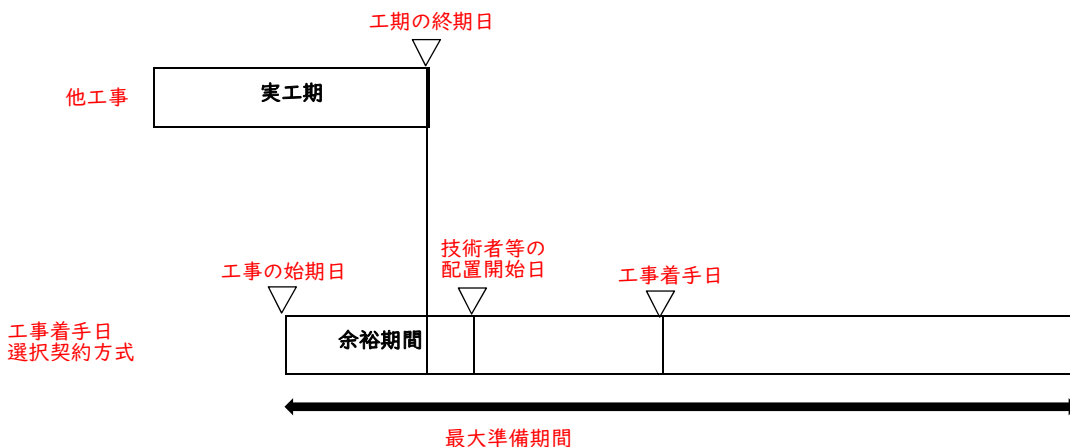
したがって、

令和5年1月17日から令和5年3月9日の範囲で工期の終期日の選定が可能

Q4 配置予定技術者が他の工事で監理技術者として従事しており、工事が当該工事と重複場合について

A4

技術者の配置開始日をもって工事開始日とみなしますので、それまでの期間は他の工事に監理技術者として従事することが可能です。



※技術者の配置開始日をもって実質的な工事開始日と見なします。

Q5 通常の工事と比べて、契約手続きについて

A5

次のいずれかの場合は、落札決定後（総合評価落札方式では落札候補者となった後）すみやかに「工期等届出書」により発注者へ届出を行ってください。届出の内容により契約書を作成します。

- ・主任技術者等の配置開始日を工期の始期日以外とする場合
- ・発注者が提示した工期を短縮して契約したい場合

契約においては、工期以外で特別な手続きは必要ありません。

なお、契約後に提出する工程表が通常の工事と別様式となっています。

※工事着手日の明示

Q6 コリンズへの登録について

A5

○契約データ（工期）

契約工期を登録します。

○技術者データ（従事期間）

「工期等届出書」で届けてた配置開始日から工期の終期日までの期間で登録します。

「工期等届出書」を提出していない場合は、通常と同じく契約工期で登録します。

Q6 先に届け出た技術者等の配置日や工事着手日の変更について

A6

「工期等届出書」を改めて提出して、監督員の承諾を得てください。

なお、技術者等の配置日を変更する場合は、あわせてコリンズの登録情報も変更が必要となります。

Q7 低入札工事となった場合の減点措置の期間について

A7

総合評価落札方式で施行した工事着手日指定契約方式の試行工事で低入札により契約した場合は、技術者等の配置開始日や受注者が選定する工期の終期日に関係なく、入札公告時に示した減点措置の期間が適用されます。

なお、減点措置の期間は、提示工期によらず当該工事の標準工期（準備日数+実工事日数+後片付け日数）を基に算定します。